

北海道告示第 10688 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設変更許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである

令和 6 年 4 月 22 日

北海道知事 鈴木 直道

1 申請書の概要

(1) 申請年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

北海道帯広市西二十四条北四丁目 5 番地の 4
株式会社北海道エコシス 代表取締役 鍛冶 彰男

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北海道中川郡豊頃町安骨 390 番 1、389 番、117 番

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ロ（安定型最終処分場）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ハ（管理型最終処分場）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（含水率 85 パーセント以下のものに限る。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物以外のものは、最大径 15 センチメートル以下のものに限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（最大径おおむね 15 センチメートル以下のものに限る。）、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。また、燃え殻、汚泥、鋳さい及びばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるもの（水銀回収義務がないものに限る。）を含む。

2 法第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課 8 時 45 分から 17 時 30 分まで
豊頃町住民課 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

(2) 縦覧の期間

令和 6 年 4 月 22 日（月）から令和 6 年 5 月 22 日（水）まで（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の変更に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課）に令和 6 年 6 月 5 日（水）までに到着するよう提出すること。